

仕 様 書

令和7年度 定期健康診断業務委託について
(施設健診・東葛地域)

千葉労働局 総務部総務課

令和7年度 定期健康診断業務委託（施設健診・東葛地域） 仕様書

1 受託者の資格

- (1) 健康診断の受託者は労働安全衛生法に基づく定期健康診断可能な者に限る。
- (2) 「**情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC27001 又は 日本工業規格 JISQ27001)の認証**」又は「**プライバシーマーク(JISQ15001)**」のうち、いずれかを取得していること。
- (3) 過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

2 情報セキュリティの確保

受託者は健康診断の実施にあたり、以下に定める個人情報の管理を厳重に行わなければならない。

- (1) 契約の性質又は目的に照らして、国外で作業を行うことが真にやむを得ないと認められる場合を除き、作業場所及びデータの保管場所を国内に限定すること。
- (2) 千葉労働局が提供するデータ等の保護・管理に必要な内部手続きを作成するなど、情報セキュリティ管理体制や貸与物の管理方法について明確にすること。
- (3) 業務で知り得た情報の秘密は、契約期間中はもとより、その契約終了以降も保持すること。
- (4) 当該業務で知り得た情報は、契約の目的のためにのみ限定して使用すること。
- (5) 千葉労働局の許可なく、提供するデータ・資料の複写、複製を行わないこと。
- (6) データ漏洩等の事故が発生した場合には、書面にて直ちに発生状況を報告すること。
- (7) 管理上必要な場合には、千葉労働局が立ち入り検査を行なうものとする。
- (8) 個人情報保護・管理の重要性を鑑み、受託者は当該事業場職員に対し、厚生労働省が設置する「契約に関する通報窓口」の趣旨及び連絡方法・連絡先について説明・周知を行うこと(別紙1及び別添リーフレット参照)。また、上記「契約に関する通報窓口」の説明・周知を実施したことを、受託者は発注者である千葉労働局総務部総務課の契約担当者に書面にて報告すること(別紙2参照)。

3 実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間・・・契約締結日～令和8年1月の指定する日時

※可能な限り、令和7年12月までに実施できるよう日程調整を行うこと。

- (2) 実施場所・・・「受託者施設」

- (3) 受託者施設・・・当該施設が船橋市、習志野市、松戸市又は柏市内に所在するいずれかの鉄道駅から徒歩20分程度以内又は無料の巡回バスを有しており、バスで20分程度以内であること。

4 対象者

管内各労働基準監督署及び各公共職業安定所職員及び非常勤職員

5 健診項目について

- (1) 一般定期健康診断(一般検診)

【内 容】① 既往歴及び業務歴の調査

(治療歴、服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査も含む)

- ② 自・他覚症状の有無の検査及び診察
- ③ 計測(身長・体重・腹囲・BMI・視力・血圧)
- ④ 尿検査(蛋白、糖)
- ⑤ 胸部エックス線間接又は直接撮影
- ⑥ 聴力検査(オーディオメーター)
- ⑦ 血中脂質検査(TG、HDL-ch、LDL-ch)
- ⑧ 貧血検査(RBC、Hb、ヘマトクリット値)
- ⑨ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- ⑩ 血糖検査(空腹時血糖、HbA1c)
- ⑪ 心電図検査(安静12誘導)

- (2) 胃がん検診

【内 容】 エックス線間接又は直接撮影

- (3) 大腸がん検診

【内 容】 便潜血反応検査(2回法)

- (4) 肺がん検診

【内 容】 喀痰細胞診

- (5) 風しん抗体検査

【内 容】 採血による風しん抗体検査

原則として、HI法によることとするが、EIA法も可とする。

6 受診見込み数(昨年度実績に基づく)

- (1) 一般健康診断 331名
- (2) 胃がん検診 87名
- (3) 大腸がん検診 217名
- (4) 肺がん検診 33名
- (5) 風しん抗体検査 29名

7 健診結果について

- (1) 各健診ごとに医師が総合判断を行うこと。
- (2) 数値等の結果に異常がなくても自覚症状がある場合は、内容に対するコメントをできる限り記載すること。
- (3) 個人宛健診結果通知書には、健診項目についての説明が記載されていること。

8 その他

- (1) 平成17年4月1日付け「個人情報の保護に関する法律」が施行されたが、当該健診は人事院規則に基づいて実施する健診であり、受診申込み時に健康診断結果表を健康管理者あて提出することについて明記しているので、改めて同意書は取らないこととする。
- (2) 問診・質問票、検診容器等の送付については、次のとおりとする。
問診・質問票、検診容器等について、各所属長あて直接送付すること。(別添「送付先一覧」のとおり)
- (3) 健康診断結果票の提出については、次のとおりとする。
受診者用は、「親展」扱いとし、各所属長あて直接送付すること。(別添「送付先一覧」のとおり)
事業主用については、①全受診者分を紙媒体、②令和8年3月31日現在40歳以上の全受診者を電子媒体によるデータ(国が示す電子的標準様式(XML形式)に対応したもの)で、①及び②を可能な限り1ヶ月を目処に千葉労働局総務課総務係あて提出すること(最終期限令和8年3月31日)。
- (4) 健診実施後、緊急連絡が必要な者がいた場合には、千葉労働局総務課総務係あて報告するとともに、求めに応じてデータを提出し、必要に応じて紹介状を提出するものとする。
- (5) 胸部エックス線撮影においては、エックス線の漏洩、妊婦(妊娠の可能性のある女性)に対する撮影時の放射線事故の予防を行わなければならないこと。
- (6) 聴力検査は両耳を遮音できる機材を使用すること。
- (7) 健診実施中に発生した事故等については、事故の大小に関わらず責任をもって対処すること。

- (8) 廃棄物の処理等については、衛生状態に配慮し、必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- (9) 本契約については、一般定期健康診断、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診及び風しん抗体検査それぞれの単価契約とする。ただし、入札については全ての総額にて行うこととするので、入札書には見積もったそれぞれの単価(税抜き)に予定人数を乗じた金額の総額を記載すること。
- (10) 受診者数については、あくまでも見込み数であることから、実際の受診者数と異なっても異議を申し立てないこと。
- (11) 一般定期健康診断を受診しない者についても、風しん抗体検査のみの受診を可とすること。
- (12) 契約締結後、契約書を作成し、双方で取り交わすこととする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

9 支払い

- (1) 代金の支払いは、全受診予定者の受診終了後、上記8(3)結果票の提出を受けた後に千葉労働局検査職員の検査合格後に支払うものとする。
- (2) 代金の支払は、検査合格後、適正な請求書を受理した翌日から30日以内に受託者指定の銀行口座に振込払いとする。なお、請求書の宛名は「官署支出官 千葉労働局長」と記載すること。

10 再委託について

- (1) 業務実施にあたり、その委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。

送付先(宛名)一覧

区分	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当者	問診・質問票等 宛先（親展）	本人用結果票 宛先（親展）
監督署	船橋労働基準監督署	273-0022	船橋市海神町2-3-13	047-431-0181	業務課長	署長	署長
	柏労働基準監督署	277-0021	柏市中央町3-2 柏TLRビル3階	04-7163-0245	業務課長	署長	署長
安定所	市川公共職業安定所	272-8543	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609(51＃)	庶務課長	所長	所長
	船橋公共職業安定所	273-0011	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287(51＃)	庶務課長	所長	所長
	松戸公共職業安定所	271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	047-367-8609(51＃)	庶務課長	所長	所長
	松戸公共職業安定所野田出張所	278-0027	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181	業務係	所長	所長

※ 監督署の電話番号に掛けた際、ガイダンスが流れた場合は「4」をプッシュ。安定所の場合は「51＃」をプッシュ。

※ 事業主用の健康診断結果票については、①全受診者分を紙媒体、②令和8年3月31日現在40歳以上の全受診者を電子媒体によるデータ（国が示す電子的標準様式（XML形式）に対応したもの）で、①及び②を可能な限り1ヶ月を目処に千葉労働局総務課総務係あて提出すること（最終期限令和8年3月31日）。

(通報窓口の周知)

- ・厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙2「通報窓口の周知完了報告書」を参考にし、書面により千葉労働局に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

受託者名

通報窓口の周知完了報告書

当社が千葉労働局と契約しました「(契約件名を記載)」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

契約に関する通報窓口

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者が厚生労働省との契約に違反する行為を行っている場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう省内に専用窓口を設置しています。

承認を受けずに、業務の一部を別の業者に再委託している…

終了後破棄しなければならないデータを、破棄せず社内に保管している…

こんな時は、通報窓口にご連絡してください！

郵 送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

F A X

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
03-3595-2121

メール

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

※通報窓口は、通報の受付に際して、通報者が特定されないこと、通報者が不利益を被らないこと、通報者の個人情報保護することなどについて、十分に配慮いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

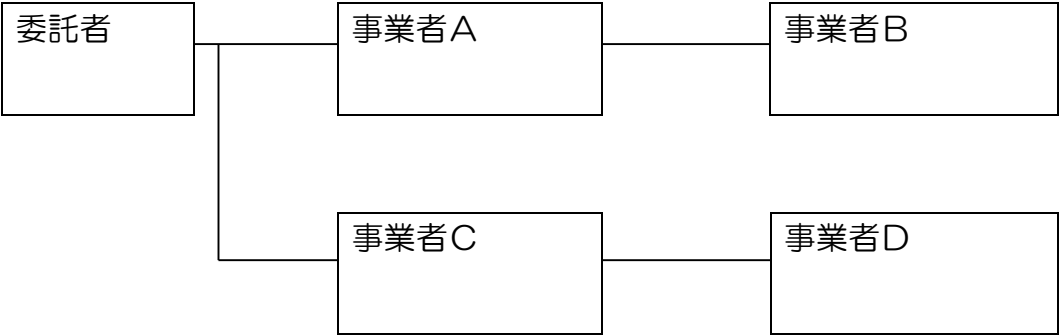
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件 名 _____

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

